

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 2 月 16 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年広域連合条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「に記録されて」を「として保有して」に改め、同条に次の 5 号を加える。

- (8) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (9) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 情報提供等記録 番号法第23条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報という。
- (11) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書として保有しているものをいう。
- (12) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第 6 条中「変更」を「変更し、」に、「同様」を「、同様」に改める。

第 8 条第 1 項中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第 2 項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

（特定個人情報の目的外利用の制限）

第 8 条の 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内部又は実施機関相互において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の目的外利用の制限）

第 8 条の 3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内部又は実施機関相互において利用してはならない。

（特定個人情報の外部提供の制限）

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を外部提供してはならない。

第9条中「その保有する個人情報の」を「個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、」に改める。

第10条第1項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「保有」を「管理」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第11条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第12条第1項中「公文書に記録されている自己に関する個人情報」を「自己に関する保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）」に改める。

第13条中「個人情報が」を「保有個人情報が」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第14条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第15条中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第12条第1項各号」を「第13条各号に」に改め、「の記録」を削る。

第16条中「公文書に記録されている自己の個人情報」を「自己に関する保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第12条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

第17条中「自己の個人情報が第7条」を「自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第7条、第8条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除請求について準用する。

第17条の次に次の1項を加える。

（特定個人情報の削除請求）

第17条の2 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が、第7条、第8条の2若しくは第10条第2項の規定に違反した取扱いを受けていると認めるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、実施機関に対し、削除請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除請求について準用する。

第18条の見出し中「目的外利用」を「利用、目的外利用」に改め、同条中「自己の個人情報が」を「自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第7条の規定に違反して利用又は」に、「又は外部提供」を「若しくは外部提供」に、「利用又は提供」を「利用、目的外利用及び外部提供」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第12条第2項の規定は、前項の中止請求について準用する。

第18条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用、目的外利用及び外部提供の中止請求）

第18条の2 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が、第7条の規定に違反して利用若しくは第8条の2の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき、番号法第19条の規定に違反して外部提供をされているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、中止請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の中止請求について準用する。

第19条中「前条」を「前2条」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「利用又は提供」を「利用、目的外利用及び外部提供」に改める。

第20条中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第16条」を「第16条第1項」に、「第17条」を「第17条第1項及び第17条の2第1項」に、「第18条」を「又は第18条第1項及び第18条の2第1項」に、「目的外利用」を「利用、目的外利用」に改め、「の記録」を削る。

第21条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（開示請求に係る事案の移送）

第21条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示等の決定（開示請求に係る決定に限る。以下この条において同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示等の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（訂正請求に係る事案の移送）

第21条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が前条第3項の開示の実施に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第22条の見出し中「公開決定等」を「開示等の決定」に改め、同条中「公開請求」を「開示等の請求」に、「公開決定等」を「開示等の決定」に、「公開請求者」を「請求者」に改める。

第23条中「個人情報の」を「保有個人情報の」に、「個人情報に」を「保有個人情報に」に、「個人情報が記録された公文書」を「公文書」に改め、同条に次の2項を加える。

5 実施機関は、第1項第2号により保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

6 実施機関は、第1項第2号により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第27条第2項中「この条例」を「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いその他この条例」に改め、同条第5項中「規則」を「、規則」に改める。

第30条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の4に係る部分に限る。） 番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日

（２） 第8条の次に3条を加える改正規定（第8条の3に係る部分に限る。）及び第23条に2項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（３） 第27条第2項に係る改正規定 公布の日